

第4回教育委員会会議

令和5年3月22日
午後3時00分
市会第5委員会室

案 件

議案第23号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

本市では、児童が急増している地域において、児童の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するため「市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム」にて対応策を検討してきた。その中で、とりわけ過大規模化が懸念される「扇町小学校」、「西船場小学校」及び「花乃井中学校」の対応策として、過大規模化の解消と学校適正規模での運営を可能とするため、両小学校及び中学校の調整校区である中之島西部地域に、新たに大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校を設置することとした。

令和4年第20回教育委員会会議での議決及び令和5年2・3月市会において、大阪市立学校設置条例の改正の議案が可決された。

施設一体型小中一貫校として、令和6年4月に開校する大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校について、通称を中之島小中一貫校とし、令和5年度より就学準備を行うため、本規則の一部を改正する。

2 改正の内容

新たに設置する小中一貫校の通称を追加する。(第15条)

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第23号

大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和35年大阪市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線を囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前										
<p>(小中一貫校)</p> <p>第15条 次の表の左欄に掲げる小中学校は、小中一貫校として同表の右欄に掲げる通称を称する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">小中一貫校の通称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px dashed black;"> 大阪市立中之島小学校 大阪市立中之島中学校 </td> <td style="border: 2px dashed black;"> 中之島小中一貫校 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px dashed black;"> 大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校 [略] </td> <td style="border: 2px dashed black;"> 日本橋小中一貫校 </td> </tr> </tbody> </table>	学校名	小中一貫校の通称	大阪市立中之島小学校 大阪市立中之島中学校	中之島小中一貫校	大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校 [略]	日本橋小中一貫校	<p>(小中一貫校)</p> <p>第15条 [同左]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校名</th> <th style="text-align: center;">小中一貫校の通称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px dashed black;"> 大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校 [同左] </td> <td style="border: 2px dashed black;"> 日本橋小中一貫校 </td> </tr> </tbody> </table>	学校名	小中一貫校の通称	大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校 [同左]	日本橋小中一貫校
学校名	小中一貫校の通称										
大阪市立中之島小学校 大阪市立中之島中学校	中之島小中一貫校										
大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校 [略]	日本橋小中一貫校										
学校名	小中一貫校の通称										
大阪市立浪速小学校 大阪市立日本橋中学校 [同左]	日本橋小中一貫校										
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>											

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。